審査委員会に対する審査申出制度等のフローチャート

価格等の決定（市町村長）

市町村長は、固定資産の価格等を毎年３月３１日までに決定しなければならない。

↓

台帳への価格の登録

市町村長は、固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

↓

登録した旨の公示

新価格等に基づく閲覧

市町村長は納税義務者等求めに応じ固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産に関する事項をこれらの者の閲覧に一年を通じて供しなければならない。

縦　　覧

市町村長は毎年４月１日から２０日又は最初の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿をその指定する場所において関係者の縦覧に供しなければならない。

ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、４月２日以降の日を縦覧期間の開始の日とすることができる。

賦　課　決　定（納税通知書の送付）

↓

審　査　請　求

賦課処分、価格以外の一定の台帳登録事項に不服がある場合において、納税通知書の送付を受けた日の翌日から起算して３ヶ月以内に市町村長に審査請求をすることができる。

↓

取　消　し　の　訴　え

審査請求に対する裁決に不服がある者は、その裁決があったことを知った日から６ヶ**月以内に、その処分の取消しの訴えを提起することができ**る。

審　査　の　申　出（納　税　者）

固定資産税の納税者は、基準年度において固定資産税課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書受付後３ヶ月までの間において、文書をもって、審査委員会に審査の申出をすることができる。（基準年度以外に審査の申出をすることができるのは、地目の変換等があった場合等の場合に限られる。）

↓

審　査　の　決　定

審査委員会は、直ちに必要と認める調査その他事実審査を行い、その申出を受けた日から３０日以内に審査の決定を行い、決定があった日から１０日以内に、審査を申し出た者及び市町村長に文書をもって通知しなければならない。

↓

取　消　し　の　訴　え

３０日以内に審査の決定がない場合は、審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなし、裁判所に対し訴えを提起することができる。

固定資産税の納税者は、審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができるが、この提起は、その決定があったことを知った日から６ヶ月以内にしなければならない。